

作成 平成 20 年 4 月 3 日
字句修正 平成 20 年 4 月 16 日
改訂 平成 21 年 11 月 20 日
改訂 平成 22 年 11 月 5 日
改訂 平成 23 年 11 月 4 日
改訂 平成 24 年 11 月 16 日
改訂 平成 26 年 2 月 1 日

構造強度に関する講演会 若手奨励賞 実施要領

構造強度に関する講演会実行委員会

1. 名称

本賞の名称を以下の通りとする。

(和文名) 日本航空宇宙学会 構造強度に関する講演会 若手奨励賞

(英文名) Young Scientist Award of the JSASS/JSME/JAXA Structures Conference

2. 実施の目的

「構造強度に関する講演会」において若手研究者の発表を対象に優秀発表者を表彰し、航空宇宙構造材料分野における若手研究者の研究意欲高揚を図る。

3. 審査組織

「構造強度に関する講演会」実行委員会（以下、講演会実行委員会）内に構造部門委員から構成される若手奨励賞表彰ワーキンググループ（以下、ワーキンググループ）を設け、当ワーキンググループにより若手奨励賞表彰審査委員（以下、審査委員）を講演会共催組織より 3 名以上選考し、講演会組織委員長が委嘱する。なお、審査委員は若手奨励賞応募原稿の連名者でないこととする。組織上・経歴上、応募者と無関係であることが望ましい。また、審査委員の選任にあたっては、審査の公平性を考慮し、審査委員の専門分野が偏らないよう十分に配慮する。委嘱後に上記の条件を満たさなくなった場合には審査委員を辞退するものとし、審査委員の補充は講演会組織委員長が行う。審査は審査委員によるのみ行い、講演会実行委員会は審査に加わらない。

4. 対象発表

対象発表は以下の条件を全て満たすこととする。

- (1) 応募者は講演会当該年の 4 月 1 日現在で満 35 歳以下であること。
- (2) 応募者は当該講演において筆頭著者で講演を行うこと。
- (3) 応募者は講演会共催会員であること。
- (4) 所定の期日までに講演会実行委員会により定められた方法により若手奨励賞に応募していること。
- (5) 応募者は本賞の受賞経験者ではないこと。
- (6) 応募者は講演会実行委員会の構成員ではないこと。

5. 審査手順

若手奨励賞に応募した者は当該年の 5 月上旬（講演会実行委員会が決定する所定の期日）までに前刷原稿を提出する。所定の期日までに原稿が提出されない場合は原則として辞退したものとする。

ワーキンググループは、「3. 審査組織」に定める審査委員の条件を考慮して審査委員を

選考し、審査委員に応募者全ての前刷原稿を送付する。審査委員は「6. 審査基準」に照らして応募者全ての前刷原稿の事前審査（一次審査）を行う。原則として事前審査結果の上位5件を講演会における発表審査（二次審査）の対象とする。事前審査の結果（当落）を講演会組織委員長名で応募者に通知する。

発表審査は講演会において一つのセッションで構成する。審査委員は当該セッションに出席し、「6. 審査基準」に照らして発表の審査を行う。

発表審査後、ワーキンググループが各審査委員の審査結果（事前審査結果と発表審査を合算）を集計し、受賞候補者を決定した後に講演会組織委員長に推薦する。講演会組織委員長は受賞候補者の中から原則として上位2件の発表を若手奨励賞と決定する。

審査基準を含み実施要領を募集時点で提示する。

6. 審査基準

事前審査（各5点満点）

- ・研究内容に独創性または新規性があり、将来性や発展性が期待できるか
- ・研究目的または研究提案に、科学技術に対する寄与、産業上の有用性があるか
- ・論理展開に信頼性があり、研究目的に対し適切な結論が得られているか
- ・日本航空宇宙学会が刊行する和文あるいは英文論文集への投稿が今後期待できるか
- ・表現が明確で理解し易く、分量や図表の使い方も適切な書き方であるか

発表審査（各5点満点）

- ・研究内容に独創性または新規性があり、将来性や発展性が期待できるか
- ・研究目的または研究提案に、科学技術に対する寄与、産業上の有用性があるか
- ・論理展開に信頼性があり、研究目的に対し適切な結論が得られているか
- ・発表の時間配分は適切であり、スライド内の図や説明はわかりやすいか
- ・発表において、主張点を中心に研究内容を明確に聴衆に伝えていたか
- ・質疑応答において、適切に対応できていたか

7. 表彰内容

若手奨励賞表彰件数は原則として2件とし、これらに優劣はつけない。表彰式は原則として講演会・懇親会において行う。賞状は「構造強度に関する講演会 若手奨励賞」として、日本航空宇宙学会会長名で発行する。また、構造強度に関する講演会ホームページにて受賞者名と論文題目を公表する。

8. その他

審査委員、ワーキンググループ、および、講演会実行委員会の構成員は、審査内容を部外へ公表してはならない。

本実施要領は、必要に応じて講演会実行委員会の決定によって改定することができる。

以 上